三　埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全機能が損なわれないものであること。

四　廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

［項を削る。］

（放射線管理施設）

第十一条　事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　放射線から放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

（監視測定設備）

第十二条　事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報（第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

一　廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量

二　事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量

三　地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況

（廃棄施設）

第十三条　廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、廃棄物埋設施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2　［略］

［条を削る。］

（予備電源）

第十四条　安全機能を有する施設（その安全機能を維持するために電気の供給が必要なものに限る。）には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

2　ピット処分を行う場合の廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法その他の方法により、少なくとも埋設が終了するまでの期間、放射性物質を廃棄物埋設地の限定された区域に閉じ込める機能を有するものでなければならない。

3　廃棄物埋設地は、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全性を損なわないものでなければならない。

（放射線管理施設）

第十一条　［同上］

一　［同上］

二　事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三　放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

［条を加える。］

（廃棄施設）

第十二条　廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、放射性廃棄物の埋設に伴い発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2　［同上］

（地下水の水位等の監視設備）

第十三条　廃棄物埋設施設には、地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備（第十一条第一号及び第二号に規定する設備を除く。）を設けなければならない。

（予備電源）

第十四条　廃棄物埋設施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。